

# 浄水カートリッジの除去物質表示の変更について

令和2年10月1日に、家庭用品品質表示法に係る雑貨工業品品質表示規程の一部改正が行われました。（※詳しくは[こちら](#)を参照下さい。）

これに伴い、カートリッジの除去物質表示数を改訂しております。

パッケージ、梱包箱、取扱説明書につきましては順次改訂して出荷しておりますが、時期により旧表示の物が出荷されます。

品番が同じものは性能は変わらず、旧表示の物でも安心してお使いいただけます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 【変更点】

1.1.1-トリクロロエタンが削除

1,2-DCE、ベンゼン、陰イオン界面活性剤の3物質が追加

### ■旧表示

	No	物質名
家庭用品 品質表示法で 定められた 除去対象 <b>13</b> 物質	1	遊離残留塩素
	2	濁り
	3	クロロホルム
	4	プロモジクロロメタン
	5	ジプロモクロロメタン
	6	プロモホルム
	7	テトラクロロエチレン
	8	トリクロロエチレン
	9	総トリハロメタン
	10	CAT(農薬)
	11	2-MIB(カビ臭)
	12	溶解性鉛
	13	1.1.1-トリクロロエタン
浄水器協会 で定められた 除去対象 <b>4</b> 物質	14	ジオスミン
	15	フェノール類
	16	鉄(微粒子状)
	17	アルミニウム(中性)

改正

削除

### ■新表示

	No	物質名
法定の 表示物質 <b>12</b> 物質	1	遊離残留塩素
	2	濁り
	3	クロロホルム
	4	プロモジクロロメタン
	5	ジプロモクロロメタン
	6	プロモホルム
	7	テトラクロロエチレン
	8	トリクロロエチレン
	9	総トリハロメタン
	10	CAT(農薬)
	11	2-MIB(カビ臭)
	12	溶解性鉛
法定以外の 表示物質 <b>7</b> 物質	13	1,2-DCE
	14	ベンゼン
	15	ジオスミン
	16	陰イオン界面活性剤
	17	フェノール類
	18	鉄(微粒子状)
	19	アルミニウム(中性)

追加

追加

追加

※除去物質性能は、カートリッジにより異なります。各カートリッジの販売ページにてご確認ください。

以上